

行動援護 重要事項説明書

(令和8年 4月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社 YYPG
法人種別	営利法人
法人所在地	横浜市保土ヶ谷区宮田町 1-4-3 第3瀬戸ビル 401
電話番号	045-520-4704
代表者氏名	代表取締役 谷口 喜基
法人の沿革・特色	令和7年12月11日
法人が所有する 営業所の種類・数	指定訪問介護 指定居宅介護 指定重度訪問介護 指定行動援護（障害者総合支援法）

2 事業所の概要

事業所の名称	ぺんぎんホームケア
事業所の所在地	横浜市保土ヶ谷区宮田町 1-4-3 第3瀬戸ビル 401
事業所の電話番号	045-520-4704
サービス提供地域	保土ヶ谷区、西区、神奈川区、旭区
サービス提供曜日・ 時間	サービス提供曜日（月曜日～日曜日） サービス提供時間（8:00～22:00） 祝日営業（12/30～1/3休業） 24時間連絡体制可能
事業所番号	（ 年 月 日指定）
運営方針	障害者総合支援法（および児童福祉法）に基づき、利用者が「個人の尊厳」を保ち、地域社会で「自立した日常生活」を送れるよう支援する良質なサービス提供を目的とする。
自己評価の実施状況	なし
第三者評価の 実施状況	なし
職員への研修の 実施状況	あり

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1名(兼務)		1名	介護福祉士
サービス提供責任者	1名(兼務)		1名	介護福祉士
ヘルパー		2名(兼務)	1名	介護福祉士、実務者研修

4 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

5 サービスの内容

①行動援護

- ・行動する際に生じ得る危機を回避するために必要な援護を行います。
- ・外出時における移動中の援護を行います。
- ・排泄・食事等必要となる援助を行います。
- ・その他の行動の際に必要な援助を行います。

②その他のサービス

- ・①に付帯するその他必要な助言、相談等を行います。

利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。ただし、市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(2) その他の料金

外出時、通院等における従業者の公共交通機関等の交通費、入場料は利用者の全額負担となります。

(3) 交通費

上記 2 で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| ┌ | ・ご利用の前日の 18 時までにご連絡いただいた場合 | →無料 |
| | ・上記時間以降については | → <u>当日サービス提供 1 時間（1 名）につき 2,000 円</u> |

(5) その他

行動援護サービスを提供するために必要となる交通費、食事、入場料等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日までに請求しますので、翌月末までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引落しで行います。ただし、口座の引落しが困難な場合は、現金または指定金融機関口座への振込で対応します。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ア 行動援護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、行動援護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

ウ 行動援護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

ア 利用者が当事業者に対し 7 日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

イ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

ウ 利用者がサービス利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

エ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

オ 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

ア 利用者が施設に入所した場合

イ 利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

※信頼関係のもと安心安全なサービスが提供できるようにご協力ください。

ペット	ゲージや居室以外の部屋で保護するなどの配慮をお願いいたします。 職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
ハラスメント等	暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。 サービスの中断や契約を解除する場合がございます。
非常災害時	非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損などにより、利用者に対する訪問介護サービスの提供が不可能になる場合があります。 (1)自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等） (2)交通災害（道路の破損・工事等）

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者 谷口 喜基
-------------	-----------

11 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

12 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練の定期的な実施

13 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

14 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	谷口 喜基
電話番号	045-520-4704
受付時間	9:00~18:00

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

<ul style="list-style-type: none">・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。・ 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)
--

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	横浜市健康福祉局相談調整課（横浜市福祉調整委員会事務局）
電話番号	045-671-4045
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前8時45分～12時・午後1時～午後5時

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時

年 月 日

行動援護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者(住所) 横浜市保土ヶ谷区宮田町 1-4-3 第3 瀬戸ビル 401
(名称) 株式会社 YYPG
(説明者) 所属 ぺんぎんホームケア
氏名 谷口 喜基

契約書及び本書面により、これからサービスを受ける行動援護の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意しました。

利用者(住所) _____
(氏名) _____

(代理人または立会人等)
(住所) _____
(氏名) _____